

アスリートのための スポーツ仲裁・調停ガイド!!



本当に公正な判断なの？



本書の使い方

スポーツに関する争いの解決手段として**スポーツ仲裁・スポーツ調停**という制度があります。本書はその**スポーツ仲裁・スポーツ調停**に関する規則や手続の概要をわかりやすく解説し、これらの制度を身近なものとして積極的に利用していただくためのガイドブックです。詳細につきましては日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に直接お問い合わせいただくな、JSAAのホームページ等を利用して最新の手続をご確認ください。

早くどうにか解決したい!!



目 次

- 4 事例 結果を出したのに…本当に公正な判断なの?
- 5 「スポーツ仲裁」とは…
- 6 スポーツ仲裁手續ってどうやるの?
- 8 事例 チームとトラブルに…どうすればいいの?
- 9 「スポーツ調停」とは…
- 10 スポーツ調停手續ってどうやるの?
- 12 日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の紹介
- 14 もっと知りたい! Q&A
- 15 やってみよう! チェックリスト

事例

結果を出したのに… 本当に公正な判断なの?





解説

競技者Xは競技団体Aに加盟している選手で、国際大会に向けた強化選手に選ばれ、代表合宿に参加していた。その合宿の中で代表候補の強化選手たちはAの指定した試合に出場することが求められ、Xは、Aの指定するすべての試合で勝利を収めた。そのため、Xは国際大会で日本代表に選ばれることを確信していたが、実際には、Xは代表に選ばれなかった。

この選手選考結果に対し納得できないXは、Aに落選の理由を確認したが、満足のいく回答を得られなかつたので、JSAAのスポーツ仲裁を利用することにした。JSAAスポーツ仲裁パネル(※)はAの代表選考基準とXの合宿での成績等を考慮し、「国際大会の代表にXを選考しないというAの決定を取り消す」旨の仲裁判断を出した。その結果Aは代表選考を見直し、Xを国際大会の代表に選出した。

※ JSAAに仲裁の申立てがなされると、スポーツ仲裁パネルが構成され、審問・仲裁判断はスポーツ仲裁パネルが行う(P7参照)。

「スポーツ仲裁」とは…

スポーツ仲裁規則による仲裁

スポーツの争いを解決する手段としては、裁判所や、スイス・ローザンヌにあるCAS(スポーツ仲裁裁判所)に訴える等の方法もありますが、スポーツの争いはそもそも裁判所による紛争解決に馴染まない場合も多いです。また、CASの場合は英語での手続となり、日本の選手の場合には費用が高額になってしまいます。一方、「**スポーツ仲裁規則**」による仲裁は手続が簡単で、

スポーツ法・ルールに精通した専門家による廉価で迅速な解決を図ることができます。また、審議手続は非公開で行われ、秘密も守られます(なお、JSAAの仲裁判断は、アスリートの氏名等をアルファベットに置き換えた上で、インターネット上で公開されます)。

この「スポーツ仲裁規則」による仲裁は、公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、各都道府県体育協会及びその加盟もしくは準加盟又は傘下の団体を対象とした制度です。この制度は、競技者と競技団体とが敵対し合うのではなく、あくまでも争いを円滑・円満に解決することをその目的としており、アスリートだけではなく、仲裁の相手方となる競技団体にとっても有用な制度です。

簡易・迅速

スポーツに
詳しい
専門家による
判断!

手続は
非公開、秘密は
守られる!

スポーツ仲裁手續ってどうやるの？

■ 仲裁申立書の提出・費用の納付



ご相談いただいた後、仲裁合意の有無を確認（注）し、**仲裁申立書**（※）をJSAAに提出していただきます。

代理人（弁護士等）をたてる場合には、代理人の委任状も必要です。

申立書とともに申立料金を支払う必要があります。**仲裁申立料金は一律5万円**だけです。原則として、他に費用はかかりません。

（注）合意の有無の確認とは…

JSAAの仲裁・調停手続（ADR）を利用するためには、当事者双方がその争いの解決をJSAAのスポーツ仲裁パネルや調停に付託（依頼）する合意（仲裁合意・調停合意）が必要です。この合意がない場合には、仲裁・調停手続を始めることができません。仲裁合意については、下のコラムも併せてご参照ください。

※申立書等の書式はJSAAのホームページで入手することができます。
<http://www.jsaa.jp/>

■ 受理



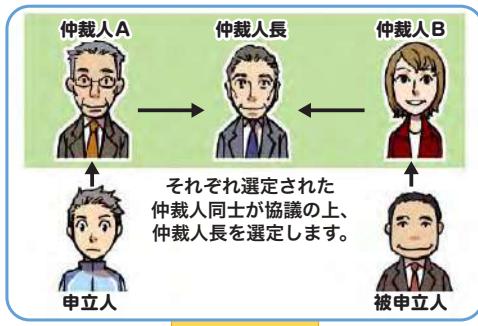
仲裁合意・仲裁申立書・仲裁申立料金が揃うと仲裁は受理され、仲裁手続が開始されます。

コラム 仲裁合意：自動応諾条項とは？

大きく分けて、①紛争が発生した後に個別に当事者双方が合意を行う場合と、②自動応諾条項と呼ばれる条文をあらかじめ競技団体の規則に定めておく場合の2種類があります。この自動応諾条項には、JSAAは、各競技団体に対して、「スポーツに関する紛争が生じたときには、JSAAの仲裁手続を利用して解決する」というような内容が書かれており、この条文があれば、競技者が仲裁の申立てを行うと、自動的に仲裁合意があるとみなされます。JSAAは、各競技団体に対して、自動応諾条項を競技団体の規則に盛り込むよう働きかけを行っており、現在までに62の競技団体が自動応諾条項を導入しています。



■ 仲裁パネルの構成



仲裁手続が開始されると、仲裁人の選定が行われます。原則として、各当事者がそれぞれ仲裁人を1名選びます。選ばれた2名はさらに1名（仲裁人長）を選び、合計3名で仲裁パネルが構成されます。なお、緊急の場合（例えば、選手選考の当否が争われている事案において競技大会が目前に迫っているような場合）には、JSAAの判断で、緊急仲裁手続という、より迅速な手續が採用されることがあります（この場合、仲裁人は原則として1名）。

■ 審理



仲裁人が選任され仲裁パネルが構成されると、各当事者の主張を記した書面のやりとりが数回行われます。その後、仲裁パネルの前で主張を述べ、必要な場合は証人尋問等を行う審問が開かれます。原則として**審問は1回だけ**開かれることとなっています。仲裁手続は**非公開**で行われます。

■ 仲裁判断



仲裁判断は、審理が終わった日から原則として**3週間以内**に下されます（緊急仲裁手続の場合には、当日に判断が下されることもあります）。仲裁判断は最終的なものであり、当事者を拘束します。さらに不服を申し立てることはできません。下された仲裁判断は原則として（競技者の氏名等をアルファベットに置き換えた上で）公開されることとなっています。

事例

チームとトラブルに… どうすればいいの？





解説

競技者XはチームAに所属するベテラン選手で、長年チームに貢献してきたが、新任の監督とプレースタイルをめぐって対立し、監督の解任を要求した。しかし、この要求はチームによって拒絶され、反対にXは冷遇されるようになったため、XはチームAを退団し、その後自ら探し出したチームに移籍しようとした。ところが、チームAは、新たなチームへの移籍・選手登録に必要な退団証明書の発行を拒否したことから、XはJSAAのスポーツ調停を利用することにした。

調停では、申立人(X)が一定期間、特定の大会に参加しないことを条件に、被申立人(チームA)が退団証明書を発行し、移籍を承認するとの和解契約が成立了。

「スポーツ調停」とは…

特定調停合意に基づく
スポーツ調停(和解あっせん)規則

スポーツに関連するおよそあらゆる紛争を対象に、廉価で迅速な紛争解決手段として「特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則」があり、公正中立な専門家により助言等が行われ、当事者が円満な和解に迅速に到るようにあっせんします。裁判等と比べ、手続等も簡易で利用しやすい制度であり、また、最終的に和解を目指して話し合いを進めるため、円満な解決が期待できます。なお、スポーツ調停手続は(その結果も含めて)すべて非公開です。

なお、スポーツ調停は当事者が和解を求めて話し合いをする手続であるため、調停を利用した和解の実現が可能であると思われる紛争を主な対象としています。そのため、①競技中になされた審判の判定や、②競技団体が下した懲罰処分については、その事実を確認する場合を除いて、スポーツ調停手続の適用の範囲外となります。

もっと気軽に
利用しよう!

まずはJSAAに
相談してみよう

くわしい手続方法は次ページへ

スポーツ調停手續ってどうやるの？

■調停申立書の提出・費用の納付



ご相談いただいた後、**調停申立書**をJSAAに提出していただきます。その後、調停申立料金を納付していただきます。**調停申立料金は一律2万5千円**だけです。他に費用はかかりません。

※申立書等の書式はJSAAのホームページで入手することができます。
<http://www.jsaa.jp/>

■相手側への応諾確認



調停申立料金の納付後、相手方に対し調停を受けるか否かをJSAAが確認します。

相手方が調停を受けない場合には調停合意がないとして調停手続は終了し、調停申立料金は返還されます。相手方が調停を受ける場合、相手方は調停応諾料金2万5千円を納付します。これにより、調停申立てが受理されることになります。

※調停は相手側が手続に応じる承諾をしなければ終了します。

■調停人・助言者の選定



調停申立てが受理されると、調停人の選定が行われます。調停人は原則1名で、当事者間の合意に基づき両当事者の意思を確認して選任されます。調停人が弁護士でない場合には、弁護士を助言者としてつけることになります。



■調停期日



調停人は、両当事者が一同に会する調停期日を原則として1回設定します。その後、必要に応じて数回調停期日をもうけて話し合いを進めます。調停手続は、調停人選定後、原則として3か月以内で終了しなければならないとされています。

調停手続は非公開です。結果も公表されません。

■調停終了

和解成立



不調
取下げ・離脱
打切り

調停手続は、

- ①和解が成立した場合
- ②両当事者が仲裁その他の方法で解決する合意をした場合
- ③両当事者が歩み寄らず不調に終わった場合
- ④3か月が経過し打切りが決定された場合
- ⑤調停手続の終了を当事者がJSAAに告げた場合
- ⑥JSAAが調停手続の終了を決定した場合に終了します。

かいけつサポート(法務省)について

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルを裁判以外

の方法で解決する裁判外紛争解決手続（ADR）が近年注目されています。

JSAAのスポーツ調停は、2007年に導入された、法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証制度「かいけつサポート」の第1号です。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の紹介

代表選手選考やドーピング規則違反による資格停止処分などをめぐり、競技者と競技団体との間には様々な紛争が発生することがあります。しかし、スポーツ紛争には法律上の争いとは言えないものも多く、裁判所を通じた紛争解決には適さないものが多くあります。また、裁判では判決まで長期間かかることもまれではありません。

そこで、スポーツをめぐる争いを公正・適正かつ迅速に解決し、競技者がスポーツに打ち込みやすくするため、JSAA (Japan Sports Arbitration Agency)が2003年に設立されました。

JSAAは、法務省の厳格な基準をクリアし、法務大臣の認証を受けた、認証紛争解決事業者（かいけつサポート）であり、安心してご利用いただける機関です。公正中立な第三者が事案ごとに丁寧に対応し、紛争の解決を図ります。

JSAAは、2013年4月1日に公益財団法人となり、現在は、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）・公益財団法人日本体育協会・公益財団法人日本障害者スポーツ協会の特別維持会員3団体、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）・一般社団法人日本女子プロゴルフ協会の一般維持会員2団体からの拠出金等により運営されています。

コラム

スポーツ基本法について

2011年6月24日にスポーツ基本法が公布されました。スポーツ基本法は、スポーツを通じた国民生活の健全な発展等を目的として制定され、この目的を達成するために、スポーツ団体や国が負う責務についても定めています。具体的には、スポーツ団体はスポーツに関する紛争の解決に努めるものとされ（5条3項）、また、国は、スポーツに関する紛争に関し、仲裁機関による仲裁・調停手続を支援し、アスリート（競技者）の権利保護を図っていくとともに、スポーツ団体に対して紛争の迅速・適正な解決に協力してもらえるよう努力していく旨が規定されています（15条）。このスポーツ基本法の成立を受けて、今後、JSAAも、スポーツに関する紛争の解決機関としてより重要な役割の担い手となることが期待されます。

業務内容

JSAAでは4つの**仲裁手続**を用意しています。

これらの手続の主な違いは、対象となる紛争、当事者、手続費用の点にあります。

また、まずは話し合いを中立的な第三者のもとで行い、事実の確認や和解をしたいという場合には**調停手続**も用意しています。

仲裁は仲裁人により仲裁判断が下されると、当事者を拘束する効力が発生しますが、調停は調停人が解決案を提示したとしても、その解決案を必ずしも受け入れる必要がない点で両者は異なります。



- ① スポーツ仲裁規則
- ② ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則^(*)
- ③ 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則
- ④ 加盟団体スポーツ仲裁規則



- 特定調停合意に基づく
スポーツ調停(和解あっせん)規則

※別冊「覚えておきたい! ドーピング仲裁ガイド!!!」
をご覧ください。



仲裁と調停ってなに？ 裁判とは違うの？

裁判とは、国の司法機関である裁判所が法律を基準として判断を下すことで紛争を解決する手段であり、紛争解決手段として代表的なものであると言えます。しかし、裁判は一般的に判決まで長期間を要することが多くそれに伴い費用もかかってしまいます。また、裁判官は法律の専門家ではあっても、必ずしもスポーツ紛争に関連する分野の専門家ではありません。

一方で、仲裁と調停は紛争の解決を当事者が選択する独立公正な第三者にゆだね、その判断によって紛争を解決する合意に基づく紛争解決手段であり、専門性を有する第三者を当事者が選択することができます。また、仲裁と調停は当事者間の合意があることを前提としているため、当事者の意向に合わせ柔軟に手続が進められ、迅速な紛争解決が期待できます。

裁判に比べ、**当該分野に通じた高い専門性・迅速性・低廉性**を有する点で、仲裁や調停による紛争解決は利用しやすい紛争解決手段であるといえます。

Q.A

もっと知りたい！

Q1

仲裁合意の自動応諾の有無を確かめるには？

A

JSAAのスポーツ仲裁の自動応諾条項を採択している競技団体は、P6記載のとおり、62団体あります（2013年4月1日現在）。これらの競技団体については、JSAAのホームページを参考に、当該競技団体のホームページ等でご確認いただかく、JSAAの事務局までお気軽にご相談ください。

Q2

スポーツ仲裁の申立てには期限はあるの？

A

スポーツ仲裁の申立ては、申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6ヶ月以内、又はそれを知らない場合には、その決定がなされた日から1年以内にJSAAに行われなければならず（申立書が到達することが必要）、それを過ぎると申立てはできません。

Q3

特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則による
仲裁手続とは？

A

「スポーツ仲裁規則」による仲裁の対象とならない団体・個人を相手方として仲裁手続を行うための制度として、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁手続があります（P13参照）。この手続では、相手方が競技団体に限られず、スポーツに関する紛争であればなんでも仲裁の対象にすることができ、公正中立な専門家による迅速な判断が得られます。また、プロスポーツに関する紛争などでも使っていただける制度です。この手続は「スポーツ仲裁規則」による仲裁とは料金体系が異なりますので、詳細はJSAAのホームページをご確認いただかく、JSAAの事務局までお尋ねください。

Q4

弁護士をつけたいけど、費用がなくて…

A

2011年4月より、公正な仲裁・調停手続の実現のため、手続費用の支援制度が始まりました。スポーツ仲裁・調停双方において競技者、競技団体ともこの制度が利用できます。詳細はJSAA事務局までお尋ねください。

やつてみよう！

チェックリスト

○かXを
つけてね

- 1 スポーツ仲裁はもっぱら
競技者の権利の実現のみを目的とした制度である



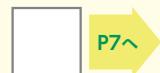
- 2 仲裁合意はJSAAが相手方から取得してくれる



- 3 調停申立料金は申立人が負担し、
調停応諾料金は被申立人が負担する



- 4 当事者は仲裁人の全員を選ぶことができる



- 5 仲裁合意・調停合意が得られず不受理となった場合には
申立料金は当事者に返還される



- 6 調停人が提示した解決案を
当事者は必ず受け入れなければならない



- 7 スポーツ仲裁の仲裁判断に不満があるときは、
CAS (スポーツ仲裁裁判所) に上訴することができる



- 8 スポーツ調停は手続だけではなく結果も非公開である



アスリートのための スポーツ仲裁・調停ガイド!!

発行日：2013年8月26日 第4版

発 行：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

150-0041

東京都渋谷区神南2丁目1番1号

国立代々木競技場内

TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741

<http://www.jsaa.jp/>

平成25年度文部科学省委託事業

